

尼崎市長 へ

申請者 所在地 〒 \_\_\_\_\_

名 称

(※法人名、又は屋号・商号)

代表者

(※法人の場合は役職名から記入してください。)

## 誓約書

尼崎市雇用促進奨励金の支給申請にあたり、次のいずれにも該当することを誓います。

- 1 対象労働者の労働に対する賃金（時間外手当、休日出勤手当等基本給のほか、手当等を含む。）を、支払期日までに支払っている者であること。
- 2 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管していること。
- 3 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- 4 市税の滞納がある又は必要な申告を行っていない者でないこと。
- 5 国、地方公共団体、又はこれらが運営する法人若しくは出資による権利を有している者でないこと。
- 6 尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）を遵守すること。
- 7 尼崎市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団、同条例第2条第3項に規定する暴力団員又は同条例第2条第4項に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- 8 7の該当の有無を確認するため、市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- 9 本誓約書及び役員名簿等を市が兵庫県警察本部に提出することに同意すること。
- 10 令和2年4月1日以降に、事業主都合による解雇（勸奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇止めをしている者でないこと。
- 11 令和2年4月1日以降に、事業主都合による内定取消しをしている者でないこと。
- 12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）でないこと。
- 13 本奨励金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令等の違反により送検処分等を受けている者でないこと。
- 14 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）をした者でないこと。
- 15 対象労働者が雇入れ事業所の事業主又は取締役の三親等以内の親族（配偶者又は三親等以内の血族及び姻族）でないこと。
- 16 対象労働者を過去1年以内に雇用していた事業主と、資本的、経済的等の関連性からみて密接な関係でないこと。
- 17 申請書（関係書類を含む。）の内容に虚偽がないこと。
- 18 市が、奨励金の支給の事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該奨励金の支給に関し必要な報告をし、又は調査に応じること。
- 19 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき、又は奨励金の支給後に支給要件に該当しないことが判明したときは、奨励金を市に返還すること。
- 20 市税の課税状況及び納付状況の照会が行われることに同意すること。
- 21 市が、本奨励金の支給を目的に、申請書に記載の個人情報及び申請に必要な個人情報を、本事業の受付業務の委託先と共有することに同意すること。